

「米国エネルギー・ハイインカム・ファンド」
(愛称：エネハイ)

販売会社、お申込単位およびお申込手数料率は以下のとおりです。

クレディ・スイス証券株式会社		
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 66 号 加入協会： 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会		
お申込単位	分配金受取コース： 分配金再投資コース：	1,000,000 円以上 1 円単位
お申込手数料率	お申込金総額に応じて下記に定める手数料率が適用されます。当該手数料率をご購入金額（購入口数×購入申込受付日の基準価額）に乗じた額が、購入時手数料（税込み）の額となります。	
	5,000 万円未満	2.160%（税込み）
	5,000 万円以上 1 億円未満	1.620%（税込み）
	1 億円以上 2 億 5,000 万円未満	1.350%（税込み）
	2 億 5,000 万円以上 5 億円未満	0.810%（税込み）
	5 億円以上	0.216%（税込み）
楽天証券株式会社		
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号 加入協会： 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会		
お申込単位	通常買付：100 円以上 1 円単位 積立：100 円以上 1 円単位（楽天証券口座決済のみ適用）	
お申込手数料率	楽天証券株式会社用手数料： 無手数料 IFA（金融商品仲介業者）用手数料： 一律 3.24%（税込み）	
株式会社 SBI 証券		
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 44 号 加入協会： 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会		
お申込単位	口数買付：1 万口以上 1 万口単位（一般口（分配金受取）） 金額買付：100 円以上 1 円単位（累投口（分配金再投資）） 積立買付：100 円以上 1 円単位（累投口（分配金再投資））	
お申込手数料率	インターネット： 無手数料 対 面： 一律 3.24%（税込み）	
エイチ・エス証券株式会社		
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 35 号 加入協会： 日本証券業協会		
お申込単位	一般口：1 万円以上 1 円単位 または 1 万口以上 1 口単位 積立コース：5,000 円以上 1 円単位 分配金再投資コース：5,000 円以上 1 円単位	
お申込手数料率	インターネット： 対 面：	一律 3.24%（税込み）

商号等：リクソー投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 415 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

カブドットコム証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 61 号 銀行代理業許可 関東財務局長（銀代）第 8 号 加入協会： 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会		
お申込単位	(一般型) 10,000 口以上 10,000 口単位 (累投型) 500 円以上 1 円単位	
お申込手数料率	無手数料	
日産証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 131 号 加入協会： 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会		
お申込単位	分配金受取コース：1 万口以上 1 口単位、1 万円以上 1 円単位	
お申込手数料率	一律 3.24%（税込み）	
SMB C日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2251 号 加入協会： 日本証券業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／一般社団法人金融先物取引業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会		
お申込単位	一般口：（新規申込時）10 万口以上 1 万口単位（追加申込時：1 万口単位） 累投口：（新規申込時）10 万円以上 1 円単位（追加申込時：1 万円以上 1 円単位） （対面販売のみの取扱いとなります。）	
お申込手数料率	3 千万円未満	3.24%（税込み）
	3 千万円以上 5 千万円未満	2.16%（税込み）
	5 千万円以上 1 億円未満	1.08%（税込み）
	1 億円以上	無手数料
お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。		
一般口：お申込代金に応じます。（お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。） 累投口：お申込金額に応じます。（お申込金額はお申込代金にお申込手数料（税込み）を加えて得た額です。）		

注) お取扱店舗につきましては、販売会社にお問い合わせください。

商号等：リクソー投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 415 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクをあらわしたのではなく、これらに限定されるものではありません。

■ 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、MLP指数のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。また、MLP指数は20銘柄のMLPで構成される指数です。このため、指数を構成するMLPの価格変動はMLP指数の動きに影響を与え、当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の価格変動要因となります。MLP指数の下落(上昇)はパフォーマンス連動債の価格の下落(上昇)要因となり、結果としてファンドの基準価額の下落(上昇)要因となります。

■ 為替変動リスク

ファンドは組み入れている外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。このため、外貨建資産の表示通貨が対円で下落(上昇)した場合には、ファンドの基準価額の下落(上昇)要因となります。ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は米ドル建てのため、米ドルが対円で下落(上昇)した場合には、ファンドの基準価額の下落(上昇)要因となります。

■ 銘柄集中リスク

ファンドは、特定のパフォーマンス連動債を高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、パフォーマンス連動債の価格変動の影響を大きく受けて変動します。また、パフォーマンス連動債の価格は、MLP指数の動きにより変動します。MLP指数は20銘柄のMLPで構成される指数のため、特定のMLPの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があります。結果として、ファンドの基準価額が特定のMLPの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があります。

■ 信用リスク

- ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の発行体であるコデイス・セキュリティーズ・エス・エイ(以下、「コデイス」といいます。)の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、パフォーマンス連動債の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- パフォーマンス連動債がMLP指数のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する為、発行体は発行代り金の60%相当の長期合衆国財務省債券(以下、「Tボンド」といいます。)、同100%相当を想定元本とするスワップ取引を裏付資産として保有しています。当該スワップ取引においてTボンド(利金等も含む)は発行代り金の40%相当の現金と共にスワップカウンターパーティであるソシエテ・ジェネラル(以下、「SG」といいます。)に渡り、SGはMLP指数に連動する償還金額を支払う義務を負いますが、常にパフォーマンス連動債の価格の60%相当の米国債等の担保を供さなければなりません。なお、SGには債務不履行が発生するリスクがあり、また、担保債券等の発行体には債務不履行が発生するリスクがあります。このため、これら裏付資産に係るリスクが顕在化した場合には、パフォーマンス連動債が早期償還される場合があります。このとき、裏付資産において損失が発生した場合には、パフォーマンス連動債の早期償還価額がMLP指数のパフォーマンスを大きく下回る(早期償還価額がゼロの場合もあります。)場合もあり、結果としてファンドの基準価額が大きく毀損する場合があります。
- ファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があります。結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

■ 流動性リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債の残存期間中における売買に関して、通常は、パフォーマンス連動債の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式を取ることにより流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合やパフォーマンス連動債に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、パフォーマンス連動債が参照するMLP指数の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合等には、パフォーマンス連動債の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果としてファンドが損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

その他の変動要因については、交付目論見書の「投資リスク」をご参照ください。
上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.780% (税抜3.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める料率を乗じて得た額 ※購入時手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。									
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に 年1.21500% (税抜 年1.1250%) の率を乗じて得た額 <信託報酬の支払先の配分および役務の内容> 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等〕</td> <td>〔購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等〕</td> <td>〔投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等〕</td> </tr> <tr> <td>年0.40500% (税抜 年0.3750%)</td> <td>年0.75600% (税抜 年0.7000%)</td> <td>年0.05400% (税抜 年0.0500%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	〔ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等〕	〔購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等〕	〔投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等〕	年0.40500% (税抜 年0.3750%)	年0.75600% (税抜 年0.7000%)	年0.05400% (税抜 年0.0500%)
	委託会社	販売会社	受託会社							
〔ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等〕	〔購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等〕	〔投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等〕								
年0.40500% (税抜 年0.3750%)	年0.75600% (税抜 年0.7000%)	年0.05400% (税抜 年0.0500%)								
※ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。										
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 組入有価証券等の売買に要する費用や外貨建資産に係る保管費用等 ※運用状況等により異なり、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することはできません。 ● 監査費用として、純資産総額に年0.0108% (税抜 年0.01%)の率を乗じて得た額を上限に実費の額 ※監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。 ● 法定書類等の作成に要する費用等として、純資産総額に年0.108% (税抜 年0.1%)の率を乗じて得た額を上限とする額 ※監査費用および法定書類等の作成に要する費用等に関しては、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。 <p>上記は主なその他の費用・手数料であり、これらに限定されるものではありません。その他の費用・手数料の詳細については請求目論見書をご覧ください。</p> <p>当ファンドでは直接支払うことはありませんが、パフォーマンス連動債の評価額算出にあたっては債券管理費用として0.30% (年率)と3万米ドル (上限、年間)が考慮されます。また、その他の費用が生じる場合もあり、これらの費用は当ファンドの基準価額に影響を与えます。</p>									

投資者の皆様の負担となる手数料(費用等)の合計額については、保有期間等により異なりますので記載することができません。